

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
に当り、  
に於ては、  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録

計量器の定期検査の実施

土地改良事業の認可申請の適否の決定

保安林の指定の解除

保安林の指定の解除予定

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準の一部改正

◇ 教 委 告 示 鳥取県立高等学校入学者選抜方針

◇ 正 誤 昭和六十一年八月二十二日付鳥取県公報第五千七百九十一号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥山耳鼻咽喉科 診療所	鳥取市南町四〇一	昭和六十一年八月十日
鳥医院末恒出張 診療所	鳥取市伏野一七〇九一	昭和六十一年八月十四日
水垣 内科	鳥取市徳尾一五一一六	昭和六十一年八月一日
安田 内科医院	米子市二本木五三九	〃
大賀美整形外科 医院	米子市米原九一六九	〃
なかくき医院	米子市末広町二六六	〃
医療法人清生会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目一三	昭和六十一年八月三日
小坂内科医院	境港市高松町五九七一五	昭和六十一年八月一日

祝部 医院	気高郡気高町大字浜村一―二	〃
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	昭和六十一年八月十四日
坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目一九	昭和六十一年八月一日
マブチ歯科医院	鳥取市栄町六六〇―三	〃
松本 歯科医院	東伯郡三朝町大字今泉六五七	〃
谷口 歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	昭和六十一年八月六日
日本クレオソ ト株式会社崎山 薬局	東伯郡東伯町大字徳万三〇三 ―一	昭和六十一年八月一日
湯 所 薬 局	鳥取市湯所町二丁目三二四	〃
加藤調剤薬局	倉吉市山根字上大日五三一 ―四	〃
野 津 医 院	鳥取市卯垣四丁目一〇一	昭和六十一年七月一日
遠藤歯科医院	西伯郡岸本町吉長四一―四	昭和六十一年八月一日

鳥取県告示第七百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局  
の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の  
登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告

示する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
杉 森 宏 之	鳥医第三、四五三号	昭和六十一年七月二十六日

鳥取県告示第七百三十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥  
取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百  
十三条の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十一年十月一日から  
昭和六十二年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十一年  
十月一日 午前十時から  
正午まで 鳥取市 鳥取市賀露公民館

昭和六十一年  
十月二日 午後一時から  
午後三時まで 鳥取市湖山公民館

昭和六十一年  
十月三日 午前十時から  
午後三時まで 鳥取市立日進小学校

昭和六十一年  
十月六日 午前十時から  
正午まで 鳥取市農業協同組合  
中ノ郷支所

昭和六十一年  
十月七日 午前十時から  
午後三時まで 鳥取市立日進小学校

昭和六十一年  
十月八日 午後十時から  
午後二時まで

昭和六十一年  
十月十六日

鳥取県告示第七百三十六号

東郷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業勝負谷地区農用地造成）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

日野郡日野町板井原字大井吞四八四の一（次の図に示す部分に限る。）

四八四の一三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
気高郡気高町大字酒津字瀧ノ谷九九七の一
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき
- 三 解除の理由  
公共施設用地とするため

鳥取県告示第七百三十九号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和五十五年一月鳥取県告示第六十号）の一部を次のように改正し、昭和六十一年八月二十九日から施行する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄に次のように加える。

五 カラーレーダー

六 自動航跡記録装置

第一経営等改善資金の表操船作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「ロラン受信機を設置する場合にあつては一台につき百万円」の下に「、カラーレーダーを設置する場合にあつては一台につき百八十万円、自動航跡記録装置を設置する場合にあつては一台につき百二十万円」を加え、同表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付対象の欄に次のように加える。

五 カラー魚群探知機

第一経営等改善資金の表漁ろう作業省力化機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「七十万円」の下に「、カラー魚群探知機を設置する場合にあつては一台につき百五十万円」を加える。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

昭和六十二年鳥取県立高等学校入学選抜を、次の方針により実施する。

昭和六十一年八月二十九日

鳥 取 県 教 育 委 員 会 長 官 公 署

昭和62年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

1 基本方針

昭和62年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績を従として行うものとする。

2 調査書

(1) 調査書は、平素の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、指導要録に記載されていない事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数値化して評定点とする。また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 出願

(1) 入学志願者は、第1志望のほか第2志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。  
(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に1回に限り志望を変更することができる。

4 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に即して、基本的事項を中心に出題する。

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力などをみるように配慮する。

ウ 国語には作文、英語には聞き取りを加味して出題する。

(3) 実施期日

昭和62年 3月13日 (金)

(4) 実施時間

各教科とも45分間とし、午前 9 時30分から国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。

5 面接

入学志願者のうち、昭和62年 3月中学校卒業見込みの者以外の者について実施する。

なお、その他高等学校長が面接を必要とする場合は、県教育委員会に届け出て実施することができる。

6 選抜方法

高等学校長は中学校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績等をあわせて次の方法によつて選抜を行う。

(1) 第1次選考

調査書の学習の記録のうち、第3学年の各教科(選択教科は英語のみとする。以下同じ。)の合計評定の上位の者から順に募集定員の70

パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績（総得点）が定員点の90パーセント以上の者について選考する。

(2) 第2次選考

第1次選考以外の者について、第3学年の各教科の合計評定と学力検査の成績（総得点）との総計の上位の者から選考する。

(3) 選考に当たっては、第3学年の各教科の学習の記録以外の記録（第3学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）、健康の記録等について、公正かつ必要な限度において加味する。

7 再募集

合格者が募集定員に満たない課程、学科を有する高等学校については、再募集を行うことが必要と認められる場合、その不足の生徒数について実施する。

正 誤

昭和六十一年八月二十二日付鳥取県公報第五千七百九十一号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正

八 上 第六十四号 第六十七号